

2 健康危機管理課 事業体系

「(新)」は新規事業、「(単)」は県単独事業を表す

		頁		
保健・医療・福祉を支える人材の育成と体制の整備	健康危機に対応した体制づくり	健康危機管理推進事業(単)	52	
	疾病の予防対策	感染症対策の推進	感染症予防事業	52
新型インフルエンザ対策事業			52	
予防接種救済給付金			52	
感染症発生動向調査事業			53	
感染症指定医療機関運営指導費			53	
エイズ予防対策事業			53	
肝炎対策事業			54	
結核対策の推進		結核対策特別促進事業	54	
		結核患者医療費	54	
安全で安心できる県民生活の確保		食品の安全性の確保	食品営業監視事業(単)	55
	食品衛生監視機動班活動事業(単)		55	
	食品衛生指導員巡回指導等委託事業(単)		55	
	農産物の残留農薬検査指導事業(単)		56	
	食中毒防止対策事業(単)		56	
	食品検査指導事業(単)		56	
	食品衛生検査施設業務管理事業(単)		57	
	食品監視強化対策事業(単)		57	
	と畜検査事業(単)		57	
	BSE食肉検査体制整備事業		58	
	と畜検査整備事業(単)		58	
	畜水産物食品安全対策事業(単)		58	
	食鳥肉処理安全対策事業(単)		58	
	ふぐ処理師免許試験実施事業(単)		59	
	対米輸出食肉検査事業(単)		59	
	公衆衛生獣医師確保育成事業(単)		59	
	動物の愛護、管理		犬取締事業(単)	59
			動物愛護管理事業(単)	60
		動物管理センター維持補修事業(単)	60	
		動物愛護推進事業(単)	60	

健康危機管理推進事業^(単)

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	1,161千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	848千円	熊本県健康危機管理基本指針 (H10.12.3)	

<目的>

本庁と保健所における健康危機管理体制を整備するとともに、健康被害の未然防止及び発生時の対応にあたる。

<事業内容>

- 1 部内関係課からなる健康危機管理調整会議の開催
- 2 関係機関の参加による健康危機管理推進会議の開催
- 3 健康危機発生を想定した訓練の実施
- 4 職員の資質向上を目的とした健康危機管理研修
- 5 原因の早期究明及び被害の拡大防止を目的とした実地疫学調査チームによる調査研究等
- 6 レジオネラ症防止対策のための説明会の実施

感染症予防事業

(事業開始年度：平成11年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成25年度予算額	6,516千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	7,864千円	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条	

<目的>

感染症の発生予防のための各種啓発活動やまん延防止のための措置を実施する。また、新興、再興感染症の予防及び発生に適切に対応するため、感染症危機管理体制の整備を図る。

<事業内容>

- ①患者発生に伴う諸検査等 ②感染症発生に伴う措置 ③感染症対策会議 ④予防啓発研修等事業 ⑤調査研究事業

新型インフルエンザ対策事業

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (一部国1/2 県1/2)
平成25年度予算額	183,512千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	54,134千円	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条	

<目的>

新型インフルエンザの感染拡大を防止し、また、その流行による健康被害と社会的混乱を最小限に抑える。

<事業内容>

- ①入院担当医療機関の人工呼吸器導入補助 ②訓練実施 ③予防啓発研修 ④医療従事者研修会
⑤抗インフルエンザウイルス薬の更新

予防接種救済給付金

(事業開始年度：昭和52年度)

実施主体	県・市町村	負担割合	国1/2 県1/4 市町村1/4
平成25年度予算額	33,053千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	35,089千円	予防接種法第22条第2項	

<目的>

市町村が実施する予防接種が適切かつ円滑に推進されるよう指導助言を行うとともに、予防接種に係る健康被害に対し市町村が給付する医療費、医療手当等について、その一部を助成する。

<事業内容>

- 1 健康被害の認定を受けた者に対し医療費の自己負担額等を給付した市町村に対する助成給付の種類
 - ①医療費及び医療手当 ②障害児養育年金 ③障害年金 ④死亡一時金 ⑤葬祭料
- 2 健康被害発生時に市町村が開催する調査委員会に係る経費に対する助成

感染症発生動向調査事業

(事業開始年度：昭和53年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成25年度予算額	6,168千円	(根拠法令等) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第3条、第12条～第16条	
平成24年度予算額	6,500千円		

<目的>

感染症に関する情報を迅速に収集、解析し、広く公表することで、感染症の予防を図る。

<事業内容>

県内の医療機関及び感染症指定届出機関から収集した感染症発生情報を集計し、感染症発生動向調査企画委員会で解析した内容を、保健所を通して市町村、医師会や感染症指定届出医療機関などに情報提供を行う。また、県庁ホームページや新聞などを通して県民へも幅広く情報提供を行う。

- 1 感染症指定届出機関からの情報収集、分析
- 2 感染症発生動向調査企画委員会開催
- 3 県保健環境科学研究所で実施する病原体検査

感染症指定医療機関運営指導費

(事業開始年度：平成11年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成25年度予算額	4,200千円	(根拠法令等) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第3条、第38条、第60条	
平成24年度予算額	4,500千円		

<目的>

感染症のまん延防止及び感染症患者に対する医療の提供のために知事が指定する「感染症指定医療機関」の管理運営及び市町村が実施する消毒に要する経費等に対して助成する。(ただし、公立病院を除く。)

<事業内容>

- 1 管理運営費補助
 - 第1種感染症指定医療機関 …… 県内に1カ所2床(対象：一類、二類感染症)
 - 第2種感染症指定医療機関 …… 二次医療圏毎(10カ所)に1カ所4床～(対象：二類感染症)
- 2 市町村が実施する消毒等に要する経費に対する助成

エイズ予防対策事業

(事業開始年度：昭和62年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成25年度予算額	6,988千円	(根拠法令等) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条	
平成24年度予算額	7,440千円		

<目的>

エイズのまん延を防止するために「正しい知識の普及・啓発」と「相談検査体制の充実」を柱に、各種対策を実施し、エイズ拠点病院を中心とした治療体制の充実等を図る。

<事業内容>

- 1 予防対策
 - (1) 予防啓発活動の実施等
 - (2) 保健所におけるエイズ相談、HIV抗体検査(迅速検査)の実施(平成22年12月から全保健所で夜間検査を導入)
- 2 医療体制の整備
 - (1) エイズ拠点病院の指定
 - (2) 針刺し後のHIV感染防止体制整備
 - (3) エイズカウンセラー派遣

肝炎対策事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成25年度予算額	404,047千円	(根拠法令等) 肝炎治療特別促進事業実施要綱 肝炎患者等支援対策事業実施要綱 (H23.3.31健発0331第15号厚生労働省健康局長通知)	
平成24年度予算額	474,103千円		

<目的>

国内最大の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の早期治療の促進を図り、もって将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては県民の健康の保持、増進を図ることを目的とする。

<事業内容>

- 1 肝炎インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に関する医療費の助成
- 2 医療機関委託による肝炎ウイルス無料検査の実施
- 3 肝疾患診療に係る関係医療機関の連携診療体制の整備
- 4 肝炎患者支援の一環として肝炎サロン及び市民公開講座の開催

結核対策特別促進事業

(事業開始年度：昭和61年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10 (一部国 10 / 10)
平成25年度予算額	3,390千円	(根拠法令等) 結核対策特別促進事業実施要綱 (H23.3.31健発0331第15号厚生労働省健康局長通知)	
平成24年度予算額	3,990千円		

<目的>

結核の発生及びまん延を防止するため、保健所を中心に、結核対策事業（啓発事業・研修会等）を実施するとともに、患者への直接服薬確認を行い、患者の治療完了を図る。

<事業内容>

- ①知識の普及・啓発事業 ②高齢者結核予防対策事業 ③結核関係者等研修事業 ④直接服薬確認（DOTS）事業

結核患者医療費

(事業開始年度：昭和26年度)

実施主体	県	負担割合	国 3 / 4 県 1 / 4
平成25年度予算額	29,205千円	(根拠法令等) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第37条、第37条の2	
平成24年度予算額	29,205千円		

<対象>

入院勧告者等結核患者

<事業内容>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条若しくは第20条の規定により入院勧告又は入院措置を実施した場合、又は結核患者に適切な医療を普及するため、医療費を助成する。

食品営業監視事業^(単)

(事業開始年度：昭和23年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成25年度予算額	9,809千円	(根拠法令等) 食品衛生法第52条、第28条、第30条、製菓衛生師法第4条 熊本県特定食品衛生条例第3条	
平成24年度予算額	10,065千円		

<目的>

食品営業申請者に対する事前指導及び営業施設に対する監視指導、管理運営基準の遵守等の徹底を図ることにより、飲食に起因する危害の発生を防止し、公衆衛生の向上に努める。

<対象>

食品衛生法・熊本県特定食品衛生条例に定める食品営業施設（製造・販売業）及び集団給食施設等

<事業内容>

食品営業に係る許認可業務、営業施設等の監視指導、製菓衛生師の試験及び免許交付等

平成24年度監視件数（監視指導計画に基づく数） 許可要施設 16,432施設 許可不要施設 12,262施設

食品衛生監視機動班活動事業^(単)

(事業開始年度：昭和46年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成25年度予算額	1,317千円	(根拠法令等) 食品衛生法第28条、第30条、 熊本県食品衛生監視機動班設置要綱	
平成24年度予算額	1,387千円		

<対象>

県内全域の各種食品製造業（25業種）

<事業内容>

食品の安全確保について、重点的かつ広域的に対処するため、食品衛生監視機動班を設置し、食品添加物の適正使用等について監視・指導を実施する。（食品衛生監視機動班2名 監視車2台）

平成24年度実績 監視件数 3,397施設 監視日数 230日

食品衛生指導員巡回指導等委託事業^(単)

(事業開始年度：昭和38年度)

実施主体	県(委託先：(一社)熊本県食品衛生協会)	負担割合	県 10 / 10
平成25年度予算額	4,340千円	(根拠法令等) 食品衛生指導員巡回指導等事業委託契約 熊本県食品衛生協会食品衛生指導員設置規定	
平成24年度予算額	4,437千円		

<目的>

食品の安全確保は、行政による指導取締りと営業者自身による自主管理が重要であることから、(一社)熊本県食品衛生協会の食品衛生指導員による巡回指導等を行うことにより食品衛生行政推進の一助とする。

<事業内容>

- 1 年4回の巡回指導の計画をたて、指導票による営業施設の巡回指導
- 2 新人指導員に対する養成講習会の開催

平成24年度実績 巡回指導件数 39,832件

農産物の残留農薬検査指導事業(単)

(事業開始年度：平成5年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	4,951千円	(根拠法令等) 食品衛生法第2条、第11条、第28条、第29条 食品添加物等の規格基準の一部改正について (S43.4.19 厚生省環境衛生局長通知)	
平成24年度予算額	5,103千円		

<目的>

県内に流通する国内産及び輸入農産物の安全性の確保を図る。

<対象>

青果市場、青果物集荷場、販売店等

<事業内容>

農薬の残留基準に基づき、県保健環境科学研究所で分析検査を実施する。

平成24年度実績 検体数 198件 検査項目数 64,896項目

食中毒防止対策事業(単)

(事業開始年度：昭和62年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (一部 国10/10)
平成25年度予算額	4,652千円	(根拠法令等) 食品衛生法第2条、第58条、同施行令第36条 カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律第8条	
平成24年度予算額	1,917千円		

<事業内容>

- 食品営業者、従事者のみならず消費者に対しても衛生知識の普及啓発を図り、食中毒の発生防止に努める。
また、食中毒発生時には迅速に対応し、被害の拡大防止と原因追求・原因食品の早期排除に努める。
発生防止……集中的監視指導、広報活動の実施、情報提供等
発生時……早期探知、被害拡大防止、原因施設等の調査、再発防止の指導等
平成24年度実績 講習会 310回 (参加人員：17,376人)
- カネミ油症認定患者の健康実態調査及び健康調査支援金の支給

食品検査指導事業(単)

(事業開始年度：昭和49年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	999千円	(根拠法令等) 食品衛生法第11条、第28条、第29条	
平成24年度予算額	949千円		

<目的>

食品の製造・加工技術等の高度化、多様化及び広域化に対応して、法の食品等の規格基準に基づき県内に流通している食品を定期的に取去・試験検査を実施し、食品の安全性の確保を図る。

<対象>

食品営業施設

<事業内容>

食品添加物、重金属、抗菌性物質、微生物、器具容器包装の有害物質検査等

平成24年度実績 検体数 961件 検査項目数 5,126項目

食品衛生検査施設業務管理事業(単)

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	2,184千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	2,228千円	食品衛生法第29条、同施行令第8条	

<対象>

食品衛生検査施設

<事業内容>

食品衛生検査施設における検査業務について、業務管理を実施することにより検査精度の維持、検査結果の信頼性確保を図る。

食品衛生検査施設の業務管理（内部点検、内部精度管理、外部精度管理等）

食品監視強化対策事業(単)

(事業開始年度：平成16年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	6,927千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	7,379千円	食品衛生法第11条、第19条	

<目的>

加工食品を対象として表示が義務付けられているアレルギー物質7品目（卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに）、日常的に摂食される豆腐等大豆製品を検査対象とする遺伝子組換え食品の検査を行い、検査結果に基づく適正表示を指導する。また、輸入食品について、残留農薬等の検査を行い、違反食品を市場から排除する。

<対象>

①アレルギー物質検査：アレルギー物質7品目の使用の可能性があるが、必要な表示がない加工食品。

②遺伝子組換え食品検査：豆腐等日常的に摂取される大豆製品。

③輸入食品検査：農産物、食肉等の輸入食品

<事業内容>

①～③について、年間を通じ計画的に収去検査を実施。

平成24年度検査数

①アレルギー物質検査	検体数	67 (延べ)
②遺伝子組換え食品検査	検体数	12
③輸入食品検査	検体数	91 (再掲)

と畜検査事業(単)

(事業開始年度：昭和28年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	26,477千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	20,326千円	と畜場法第14条 と畜検査実施要領 (S47.5.7環乳第48号 厚生省環境衛生局長通知)	

<事業内容>

県内（熊本市を除く）のと畜場で、とさつ・解体される牛、馬、豚等の獣畜について、一頭毎に生体・内臓・枝肉を現場で検査するとともに、試験室で細菌・理化学・病理検査を行い、食用としての適否を判断し、安全な食肉の供給を図る。さらに、と畜場の衛生管理を指導する。

①生体検査 ②とさつ後検査 ③解体後検査 ④精密検査

平成24年度実績 検査頭数 合計197,650頭

BSE食肉検査体制整備事業

(事業開始年度：平成13年度)

実施主体	県	負担割合	検査キット代 21ヶ月齢以上 国10/10 21ヶ月齢未満 県10/10 その他 県10/10 ※平成25年7月から国庫補助対象月齢が48か月齢超に引き上げられる予定
平成25年度予算額	58,625千円	(根拠法令等) と畜場法第14条、牛海綿状脳症対策特別措置法第7条 牛海綿状脳症検査実施要領 (H13.10.16食発第307号 厚生労働省医薬局食品保健部長通知)	
平成24年度予算額	85,235千円		

<目的>

食用に供される全ての牛について、牛海綿状脳症（BSE）の検査を行うことにより、食肉の安全性を確認するとともに消費者の不安を解消する。

<事業内容>

県内食肉衛生検査所等において食用に供するすべての牛についてBSEのスクリーニング検査を実施する。
平成24年度実績 検査頭数 37,010頭 検査結果 全て陰性

と畜検査整備事業^①

(事業開始年度：昭和62年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	2,422千円	(根拠法令等) と畜場法第14条	
平成24年度予算額	2,796千円		

<事業内容>

多様化する家畜疾病を排除し、安全な食肉の供給を図るため、必要な検査機器の整備及び最新の科学技術に基づく検査技術習得を目指し、と畜検査員の研修を実施する。

畜水産物食品安全対策事業^①

(事業開始年度：昭和55年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	3,597千円	(根拠法令等) 食品衛生法第7条、第17条、乳及び乳製品の成分規格に関する省令	
平成24年度予算額	3,811千円		

<事業内容>

畜水産物の安全確保を図るため、食品衛生法に基づく規格基準検査及び農薬、微生物、抗菌性物質等の動物用医薬品の残留検査、また魚介類については、水銀の検査も実施する。

平成24年度検査件数

魚介類 47 (水銀検査20、その他27) 食肉 101 乳類 22 卵類 25 はちみつ 6 合計 201件

食鳥肉処理安全対策事業^①

(事業開始年度：昭和55年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	22,499千円	(根拠法令等) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 第3条、第12条、第15条	
平成24年度予算額	23,039千円		

<事業内容>

食鳥肉の安全確保を図るため、県内4か所の大規模食鳥処理場において処理される食鳥を対象に検査を行い、食用としての適否を判断するとともに、それに伴う検査機器の整備や県内12か所の認定小規模食鳥処理場における確認状況の指導及び食鳥処理場の衛生管理指導等を実施する。

平成24年度検査数 17,608,564羽

ふぐ処理師免許試験実施事業(単)

(事業開始年度：昭和63年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	464千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	520千円	熊本県ふぐ取扱条例第8条	

<事業内容>

条例に基づき、ふぐの取扱について監視・指導を行い、ふぐの毒による食中毒防止の目的で試験を実施する。
平成24年度実績 受験者数 38名 合格者数 11名

対米輸出食肉検査事業(単)

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	1,339千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	1,414千円	と畜場法第14条 対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱	

<目的>

米国等に対し、(株)熊本畜産流通センターが食肉を輸出するためには、厚生労働省の対米輸出食肉認定を受ける必要があり、厚生労働省の認定要件である食肉検査体制を整備する。

<事業内容>

対米輸出食肉認定要件の1つとして、サルモネラ検査が必須となっており、82日間連続して検査する必要があることから、サルモネラ検査棟の実施に伴い必要となる備品、器具、試薬等を整備する。

公衆衛生獣医師確保育成事業(単)

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	1,519千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	1,683千円		

<目的>

近年鳥インフルエンザや生食用食肉問題等公衆衛生獣医師の役割が大きくなっているが、県職員獣医師の確保が非常に困難な状況で、かつ業務の水準維持が困難であるので、獣医師確保のための大学訪問等や獣医師業務の更なるレベルアップを図るための研究支援を行う。

<事業内容>

- ・全国の獣医系大学生を訪問して本県の公衆衛生獣医師職域について説明を実施
- ・パンフレット作成や、専門誌への職員募集案内掲載を実施
- ・獣医師職員が自主的に取り組む研究を促進するため、自主企画研修を実施

犬取締事業(単)

(事業開始年度：昭和25年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	1,023千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	1,080千円	狂犬病予防法第4条、第5条、第6条 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第6条	

<目的>

狂犬病予防法に基づき、犬の登録、狂犬病予防注射の徹底を行うとともに、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき未けい留犬の捕獲・収容を行い、狂犬病の発生や犬による人畜への被害発生を防止する。

<事業内容>

- ①犬の登録、狂犬病予防注射の周知・啓発 ②犬の取締、苦情処理 ③収容施設の維持管理
平成24年度実績 犬新規登録頭数 4,522頭 狂犬病予防注射 52,130頭

動物愛護管理事業(単)

(事業開始年度：昭和52年度)

実施主体	県(委託先：(株)熊本県弘済会)	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	105,145千円	(根拠法令等) 狂犬病予防法第6条、動物の愛護及び管理に関する法律第35条 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第6条	
平成24年度予算額	118,964千円		

<事業内容>

犬の捕獲、犬猫の引取り、収集処分及び抑留施設の維持管理及び動物愛護業務等を委託する。

平成24年度実績 犬捕獲頭数 2,178頭 犬引取 536頭 猫引取 2,408頭

動物管理センター維持補修事業(単)

(事業開始年度：昭和49年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	3,719千円	(根拠法令等) 動物の愛護及び管理に関する法律第6条、第9条、狂犬病予防法 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第3条	
平成24年度予算額	3,060千円		

<事業内容>

犬及び猫の収容施設である動物管理センターを適正に維持管理するため、定期的に補修等を行う。

動物愛護推進事業(単)

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	4,077千円	(根拠法令等) 動物の愛護及び管理に関する法律第6条、第38条、第39条 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第3条	
平成24年度予算額	3,589千円		

<目的>

動物の愛護及び管理に関する法律第6条に基づき策定した「熊本県動物愛護管理推進計画」に関する事業。計画の目的である「人と動物とが共生できる地域づくり」を目指すため、施設整備及び体制整備に関する事業を実施する。

<事業内容>

- ・動物愛護管理ホームページ開発、維持管理
- ・動物愛護推進協議会の設置及び動物愛護推進員の委嘱
- ・保健所抑留所環境改善
- ・犬、ねこの引取り、未けい留犬捕獲
- ・動物愛護図画作品募集、新聞・ラジオ等による広報